

議案第 2 3 号

岩倉市学習等共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

岩倉市学習等共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市学習等共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市学習等共同利用施設の設置及び管理に関する条例（昭和５８年岩倉市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第４条第３項第４号中「前３号」を「前各号」に改め、同号を同項第６号とし、同項第３号の次に次の２号を加える。

（４）施設、附属設備等の保全を適切に行うこと。

（５）業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

第４条の次に次の２条を加える。

（利用時間）

第４条の２ 施設の利用時間は、午前８時から午後１０時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第４条の３ 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、休館日进行けることができる。

附 則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。